

2025年2月12日

各位

会社名 ENECHANGE株式会社

代表者名 代表取締役CEO 丸岡 智也

(コード番号:4169 東証グロース)

問合せ先 上級執行役員CFO 篠原 雄一郎

(TEL03-6635-1021)

当社に対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、2024年12月27日に訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)を提起され、2025年2月10日 に訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日
 - (1) 提起された裁判所:東京地方裁判所
 - (2) 提起された年月日:2024年12月27日(訴状送達日:2025年2月10日)
- 2. 訴訟を提起した者の概要
 - (1) 名 称:元従業員 1名
 - (2)居住地:非開示

※個人のため居住地については非開示といたします。

3. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、信託型ストックオプションに対する課税に関して、国税庁が2023年5月30日に公表した「ストックオプションに対する課税(Q&A)」に基づき、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与とみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得となり、当該所得については会社側にて源泉所得税を徴収する必要があることから、当社元従業員との間で、源泉所得税の求償について協議を実施してまいりましたが、今般、当該元従業員が、当社の求償行使権は認められず、また、当社が源泉徴収税額を入念に計算する義務に違反したと主張して、債務不存在確認の請求及び損害賠償金等の支払を求めて本件訴訟を提起したものです。

4. 訴訟の内容

- (1)請求の内容:債務不存在確認および損害賠償債権
- (2) 請求金額 : 債務不存在確認の額として1,800万7,978円、損害賠償の額として17万 7,100円及びこれに対する遅延損害金

5. 今後の見通し

当社といたしましては、今後、当該元従業員の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応し、当社の正当性を主張・立証していく所存です。

なお、本件訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。